

**ご存知ですか**

**議会のしくみ**

**議会の役割**

町が行う、福祉・教育・道路など町民の生活に深くかかわる仕事について、すべての町民が一堂に会して話し合うことは不可能です。そこで、選挙によって町民の代表者である「町議会議員」や「町長」を選び、町政を委ねます。

町議会は、皆さんの代表である議員の合議によって、町政を進める上での町民の意思を決定したり、町政が適正に行われているかをチェックしたりする「議決機関」です。

町議会と町長は、それぞれ独立の機関であって、対等な立場にあります。それぞれの権限を明確に分割し、お互いにけん制・協力し合うことにより、公正で均衡のとれた円滑な町政運営ができます。

満18歳以上の日本国民で、3か月以上町内に住所がある住民には、町議会議員を選挙する権利(選挙権)があり、選挙権をもつ満25歳以上の人には町議会議員に立候補する権利(被選挙権)があります。  
※今回の選挙は4月16日(火)までに立候補届出をする必要があります。(届出関係書類の事前審査は4月8日・10日です。)

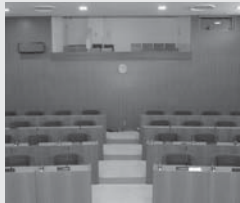
**議会の運営**

町議会には、3月・6月・9月・12月の年4回定期的に招集される「定例会」と、必要が生じた場合にその都度招集される「臨時会」があります。定例会や臨時会では、会期が定められ、本会議や委員会を開き、議案等の審議・審査など議会活動を行います。

本会議は、議員全員で構成され、町議会の意思を決定する会議です。町議会に提出された議案や町議会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において決められます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。また、議員が町政全般の施策等について町長などの考えを問う一般質問を行うのを通例としています。



貴重な一票を大切に



亀井分館から投票所が変わります!

**第1投票所**

大橋・泉井



大橋集会場

**第2投票所**

奥田・須江・竹本



亀井農村センター

**第4投票所**

小用・大豆戸・赤沼・今宿  
石坂(石坂一除く)  
熊井の一部  
鳩ヶ丘五丁目の一部



今宿コミュニティセンター

**第6投票所**

楓ヶ丘一丁目  
鳩ヶ丘一・二丁目  
鳩ヶ丘五丁目(一部除く)



鳩山小学校体育館

**鳩山町**

**投票日は**

**議会議員一般選挙**

**4月21日(日)**

午前7時～午後8時

**投票所はお間違えなく**  
投票所は、町内に7か所あります。入場券に書いてありますので、お間違えのないようお願いします。

**第3投票所**

高野倉・熊井(一部除く)



上熊井集落センター

**第5投票所**

石坂(石坂二除く)  
楓ヶ丘四丁目  
鳩ヶ丘三・四丁目



公民館石坂分館

**第7投票所**

松ヶ丘一～四丁目  
楓ヶ丘二・三丁目



地域包括ケアセンター

**投票日に都合が悪い方は...**

種別	概要
期日前投票	<ul style="list-style-type: none"> <li>■投票期間 4月17日(水)～20日(土)</li> <li>■投票時間 午前8時30分～午後8時まで</li> <li>■投票場所 役場1階ホール</li> </ul> ※入場券が届いている場合は、忘れずに持参してください。
不在者投票	指定を受けた病院や老人ホームで投票 申し出があれば、病院や老人ホームなどで投票できます。ご希望の方は、施設の長に申し出てください。
	郵便による不在者投票 身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たしている方、または障がいの程度が一定の要件に該当すると県知事などが証明した場合は、郵便による不在者投票ができます。
	滞在地の市区町村で投票 事前に手続きが必要です。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

**投票できる方**

- 年齢要件 2001年4月21日までに生まれた方
- 住所要件 2019年1月15日までに鳩山町に住民登録をし、引き続き町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方。

※鳩山町外へ転出された方は投票できません。



**入場券は世帯ごと**に郵送で

入場券は、はがきで各世帯に有権者全員分が郵送されます。はがき1枚につき4人分の入場券がついています。有権者が1世帯あたり5人以上になると、はがきが2枚以上郵送されます。有権者の方は、その入場券を切り取り、投票所へ持参してください。なお、選挙資格があるのに、入場券が届かない場合は、選

**代理投票**

身体障がいなどにより、ご自身で字を書くことができない方は、投票所の係員に申し出てください。係員が本人に代わって投票用紙に記入します。投票の秘密は固く守られます。

**選挙公報は新聞の折り込みで**

選挙公報は、投票日の数日前に新聞折り込みされます。折り込み新聞は、朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京・埼玉の各紙です。これらの新聞以外を購読されている世帯、新聞未購読世帯は、あらかじめ選挙管理委員会にご連絡ください。郵送などの方法でお届けします。また、選挙公報を入手しやすくするため、次の施設にも用意していますのでご利用ください。

**開票状況は電話と町ホームページで**

投票日の午後10時5分から30分おきに電話で聞くことができます。また、町ホームページでも随時、開票の状況をお知らせします。

【電話】0180-1991-4500(※携帯電話等からは利用不可)

【町ホームページ】http://www.town.hatoyama.saitama.jp

■問合せ 鳩山町選挙管理委員会(役場総務課内)

TEL 296-1214  
FAX 296-2594

**役場会議室で即日開票**

開票は即日開票で、午後9時から役場3階305・306会議室で行われます。参観は、今回の選挙権があればどなたでもできます。なお、定員は20人です。参観を希望される方は、当日午後8時30分までに開票会場においでください。